

1 はじめに

2 日本における被害者支援の歴史

- ・昭和 55 年 犯罪被害者等給付金支給法成立
- ・平成 3 年 犯罪被害給付金制度発足 10 周年記念シンポジウム
- ・平成 4 年 東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」設立・被害者実態調査
- ・平成 8 年 警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、庁内に「被害者対策室」設置
- ・平成 10 年 「全国被害者支援ネットワーク」設立・20 年現在、46 ヶ所に設置
- ・平成 16 年 12 月 「犯罪被害者等基本法」成立、
- ・平成 17 年 4 月 「犯罪被害者等基本法」施行。内閣府に「犯罪被害者等施策推進室」設置
- ・平成 17 年 12 月 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
- ・平成 18 年 4 月 基本計画の実施に向け関係省庁に於いて検討される。さらに、①経済的支援に関する検討会②支援のための連携に関する検討会③民間団体への援助に関する検討会が設置。(19 年 11 月最終とりまとめ決定)
- ・平成 19 年 6 月 被害者の権利保護を図るため刑事訴訟法の一部が改正される。
- ・平成 20 年 4 月 「犯罪被害給付金の支給に関する法律」が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正。

3 被害者の精神的症状

(1) 被害直後に起きてくる症状

- ①ショックによる、感情や感覚の麻痺
- ②動悸、過呼吸、手足の冷感等
- ③恐怖、不安等
- ④被害に遭ったことへの否認

(2) 長年に亘り苦しむ症状

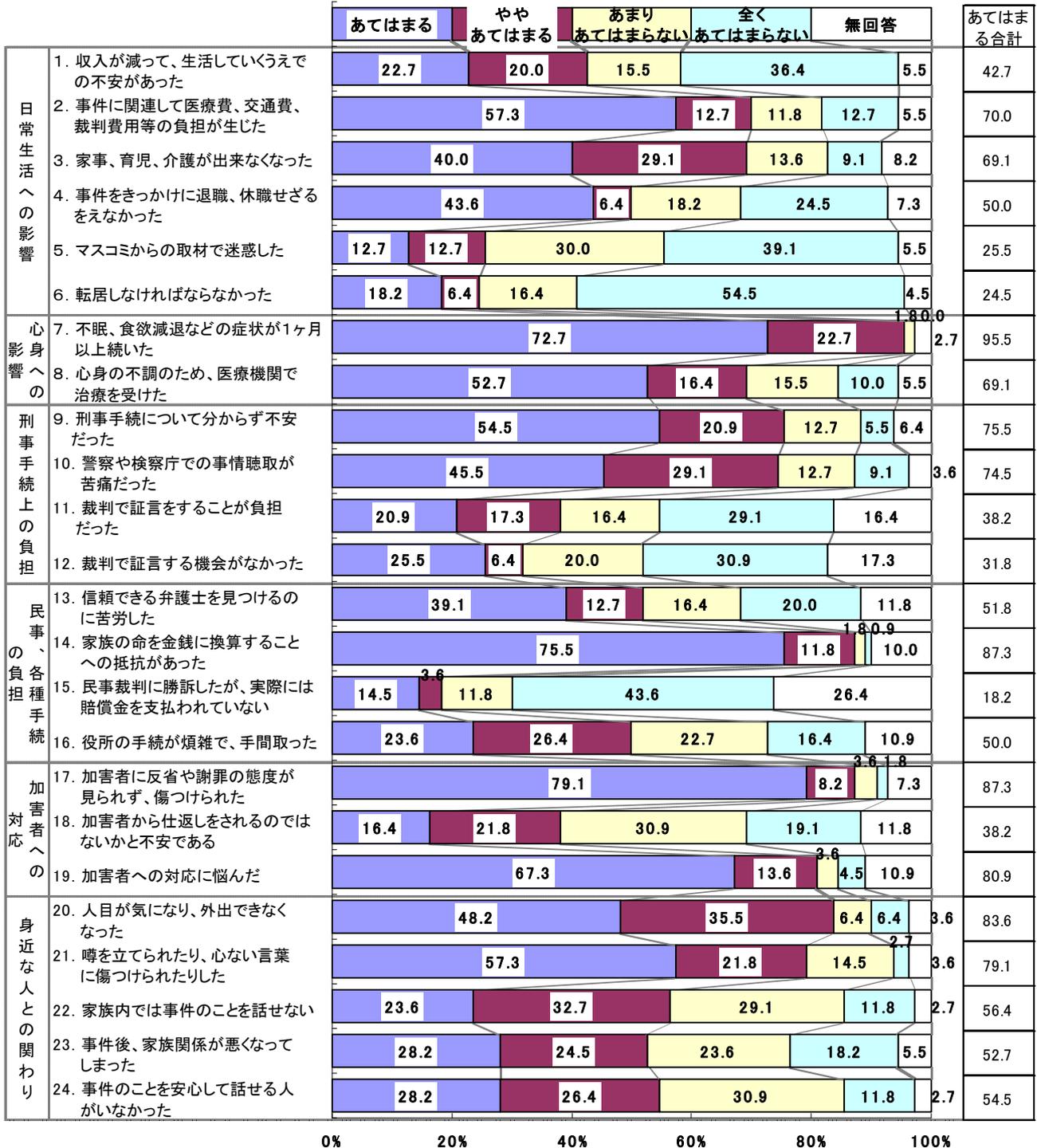
- 急性ストレス障害 →→→ PTSD (心的外傷後ストレス傷害) の症状
- ①過覚醒・・・神経過敏になり、いつも不安を感じる。イライラして落ち着かない。感情コントロールができない等。
 - ②再体験・・・突然事件の記憶が甦り、苦痛を感じる。悪夢を見る等。
 - ③回避・・・事件や亡くなった人に関する事を避ける。周囲で起きていることに対する現実感がなくなり記憶力等が落ちる等。

(3) その他、認知面の変化等

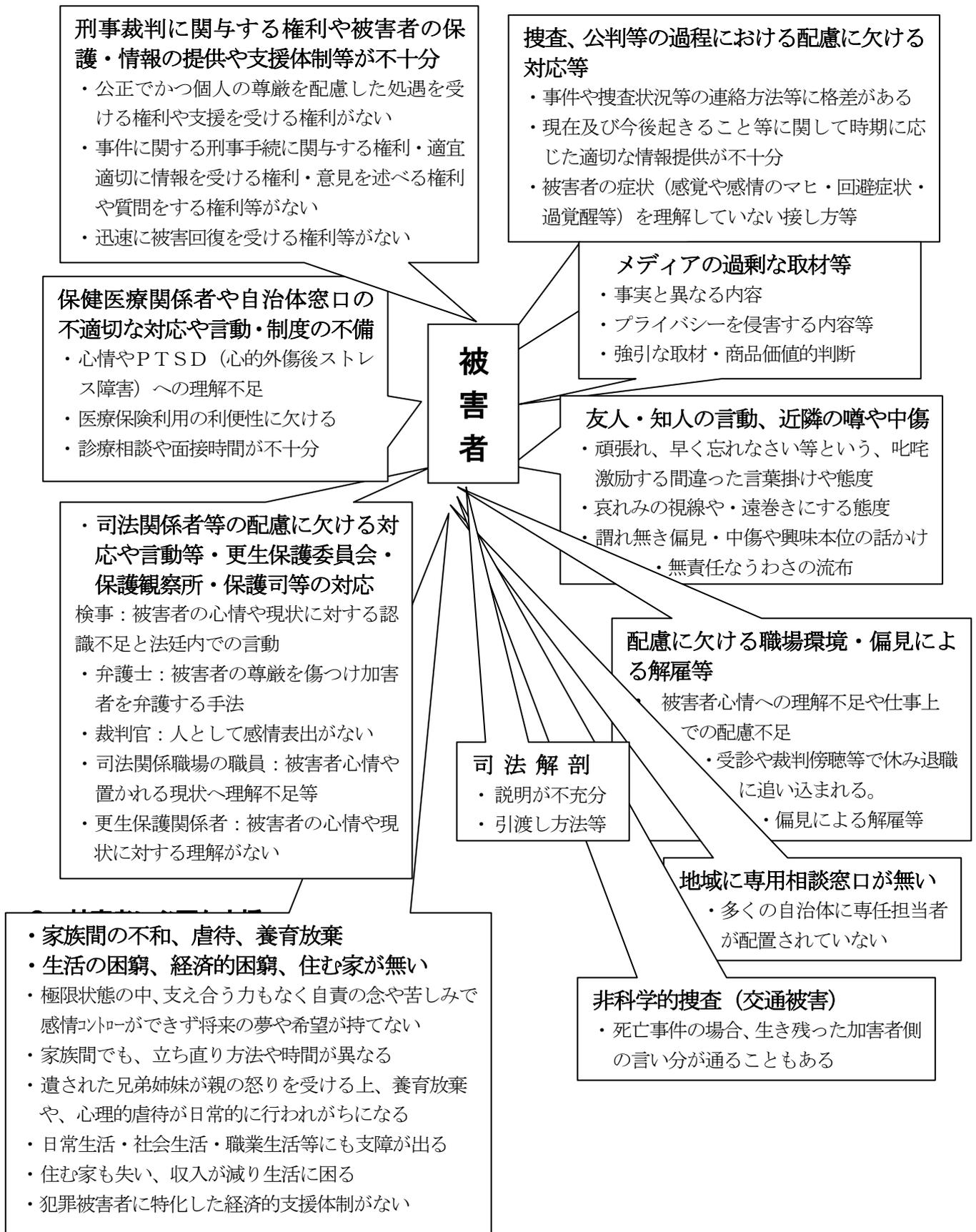
- ①自尊心を失い、孤立感を強く感じる。
- ②人や社会への信頼感を失い、疎外感を感じる。
- ③社会への安全感を失い、いつも不安を抱えている。
- ④自責の念を強く感じ自尊心を持つことができない。
- ⑤自分は生きている価値があるとは思えない。

4 犯罪被害者遺族が被害後に苦悩した問題

(当センターで実施した被害者遺族 110 名へのアンケート調査結果から) 平成 18 年 12 月実施「被害に遭った後、どのような問題に苦悩したか」という設問であげられた 24 項目に対して 4 段階で回答を求めた結果から。



5 犯罪被害者が事件後さらに傷つくこと（二次被害）



6 犯罪被害者に必要な支援



7 犯罪被害者と話しをする時配慮すべきこと

(1) 話す側のとまどい

- ①話しても分かってもらえないのではないか。
- ②この人をどこまで話せば良いのかわからない。
- ③聞かれないことや、話したくないことを聞かれないだろうかと不安。
- ④興味本位に聞かれ不快な思いをしたくない。
- ⑤話すことで辛いことを思い出したくない。
- ⑥被害を現実のことは思っていないのに、話すことで現実になったら困る。
- ⑦哀れまれるのは嫌だ。

(2) 聞く側のとまどい

- ①どのような言葉掛けが適切なかが不安。
- ②精神的な相談はできれば避けたい。
- ③今日は深刻な話を聞きたくない。
- ④専門外のことを聞かれた時、どう応えれば良いのか、質問に答えられるだろうか等と不安

(3) 話しを聞く時の注意

- ①自己紹介をしっかりとる。
- ②話し出すのをゆっくり待ち、早く話しを聞こうとせかさない。本当に辛いことは話せない。
- ③どのような理由があっても、話しを途中で止めたり話題を変えない。
途中で止められると、話していることに価値がないと思われるか、聞きたくないと思っ
ていると思われる。
- ④被害者の心情や感情はそのまま認め共感し、そして支持をする。
感情は感情で良い悪いではないので、安心して話せることが大切。
- ⑤被害者が本当に求めているものは何なのかを注意深く見極める。
関係ない話から始めることが多い。
- ⑥必要としている情報を、適当な時期に適切に提供する。
遺族には適切な情報提供が必要。時期を逸すると一生後悔することになる。
- ⑦話しをした内容は誰にも知られず、秘密は守られることを伝える。
- ⑧被害者の悲哀・恐怖・罪悪感・怒り等は、心に閉じ込めないで外へ出してよいものであり、
すべての感情は受け入れてもらえる、という安心感を与える。
- ⑨被害者の持つ自己回復力を損なわせないために、何事も被害者自身で決めることが出来る
対応をする。
お茶が良いか、水が良いか。来所は何時が良いか。自分で決めることの積み重ねが大切。
- ⑩何か行動を起こす時は、理性的判断のもとに行なうようにすすめる。
- ⑪被害から回復する時間や方法は人により異なるが、長い長い時間がかかることを伝える。
- ⑫被害者の悲嘆から離れないように話しを聞き、今後予想される状態を伝える。

8 犯罪被害者の回復を阻害すること

- ① 罪悪感を助長する。
- ②被害の状況を他の人と比べる。
- ③強くなり、しっかりと頑張るようにと励ます。
- ④「そう思うものではない…」等と言う。
- ⑤個人としての政治的信条・宗教観・道徳観・価値観等を押し付ける。
- ⑥話をする時、被害者の苦悩から離れ話題を変えたり話しを止めたりする。
- ⑦個人としての感情を出さず、立場としてとか機関の人間としてのみの対応をする。
- ⑧出来ないことを約束する。…裏切られたという気持ちが大きくなる。

9 おわりに